

香港会社の取締役変更の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される香港会社とは、香港「会社条例」に基づき設立された非公開株式会社を指します。

香港会社は取締役変更を行おうとする場合、取締役会の決議を通じて新しい取締役に委任し、又は現職の取締役の辞任を受け入れることができ、変更後 15 日以内に香港会社登記所に通知する必要があります。

当事務所が代理して香港会社の取締役を変更するサービス費用は 160 米ドルです(新しい取締役の委任及び/又は現職の取締役の辞任の受け入れに関する書類の作成を含む)。

現職の取締役が辞任を拒否する場合、会社の株主は特別決議を通じて取締役を解任することができます。クライアント様は香港会社の取締役を解任する必要な場合、当事務所は関連書類及び見積書を別途提供します。

取締役を変更するために、クライアント様は会社設立証明書写し、最新の年次申告書写し、定款写し及び新しい取締役の身分証明書類や住所証明書類を提供する必要があります。

通常、香港会社の取締役変更手続きは 2~3 営業日以内に完了できます。

取締役の辞任手続き又は新しい取締役の委任手続きが完了後、会社は記録の更新を銀行に通知しなければなりません。新しい取締役は署名権者の場合、同時に銀行に出向き署名権者の変更手続きを行う必要があります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.
Menara Teguh Alila Bangsar
58 Jalan Ang Seng
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 17 672 0203

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. 取締役変更サービスと費用

当事務所が香港会社の取締役を変更するサービス費用は 160 米ドルです。上述の費用には、新しい取締役の委任及び(又は)現職の取締役の辞任の受け入れの対応が含まれます。具体的には以下の通りです。

- (1) 香港会社の取締役辞任及び新しい取締役の委任に関する問題の回答
- (2) 会社の定款の確認
- (3) 取締役会の議事録又は書面決議書、取締役辞任同意書、香港会社登記所の指定したフォームの作成
- (4) 指定したフォームの香港会社登記所への提出

備考:

- (1) 取締役変更には、取締役の辞任、新しい取締役の委任、又は取締役の辞任と新しい取締役の委任の同時発生が含まれます。
- (2) 上述の費用には書類の郵便料が含まれません。

2. 支払期限と方法

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

3. 必要書類

取締役変更の際に、クライアント様は以下の書類を提供する必要があります。

- (1) 会社設立証明書
- (2) 会社の定款細則
- (3) 最新の年次申告書
- (4) 直近の年次申告後に提出された全ての書類
- (5) 新しい取締役となる者の香港身分証(香港居住者の場合)又はパスポート(非居住者)及び直近 3 ヶ月以内の住所証明書類

啓源がクライアント様の会社秘書役を務めている場合、クライアント様は上述の 1~4 項の書類を提供する必要がありません。

上記の身分証明書類及び住所証明書類は当事務所のスタッフ・公証役場・会計士・弁護士・銀行マネージャーによって認証される必要があります。クライアント様は身分証明書類を持って啓源のいずれかの事務所に出向くことができ、当事務所のスタッフは認証を行います。又はクライアント様は所在する場所の弁護士・会計士・公証役場で書類の認証を行うことができます。

4. 所要時間

当事務所はクライアント様の署名済み変更書類を受け取ってから 2~3 営業日以内に取り締役変更手続きを完了することができます。

手順	内容	所要日数
1	クライアント様は香港会社の取締役辞任及び(又は)新しい取締役の委任手続きを啓源に委託し、必要な書類(第3節)を啓源に提供する。	1
2	啓源は取締役変更の請求書をクライアント様に発行し、クライアント様は費用を支払う。	クライアント様による
3	啓源はクライアント様と、取締役となる者の身分証明書類や住所証明書類の認証を行う(又はクライアント様は取締役の所在地で自ら書類の認証を手配する)。	クライアント様による
4	啓源は取締役会の議事録又は書面決議書を含む取締役変更書類を作成し、クライアント様に郵送する。	1
5	クライアント様は取締役変更書類に署名した後、署名済み書類を啓源の香港事務所に郵送する。	クライアント様による
6	啓源は取締役変更関連書類を香港会社登記所に提出する。	1
7	啓源は取締役名簿及び実質的支配者名簿を更新する(適用する場合)。	1
8	啓源は取締役変更関連書類をクライアント様に送付する。	1
合計:		2日から

5. 変更書類一式(変更完了後得られる法的書類)

取締役変更手続きが完了後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 取締役会の議事録又は書面決議書
- (2) 取締役辞任同意書(有する場合)
- (3) 香港会社登記所の指定したフォーム
- (4) 更新された取締役名簿

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com